

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・道路の区域変更（2件）
- ・道路の供用開始
- ・港湾施設の概要
- ・一般競争入札の参加者の資格等

所管課（室）名

道 路 維 持 課

//

港 湾 課

警察本部会計課

◎ 公 告

- ・契約者等
- ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧
- ・一般競争入札の参加者の資格等の一部改正
- ・測量の実施（2件）
- ・一般競争入札の実施

税 務 課

漁 業 振 興 課

監 理 課

建 設 企 画 課

警察本部会計課

◎ 公安委員会告示

- ・暴力追放運動推進センターの代表者の氏名の変更

組 織 犯 罪 対 策 課

告 示

長崎県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年7月3日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 一般国道

路 線 名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市小浜町北木指字下須賀780番2地先から 雲仙市小浜町北木指字下須賀777番8地先まで	前	14.3～15.2	8.7	
	後	14.7～17.7	8.7	

長崎県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

る。

令和8年7月3日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 一般国道

路 線 名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市小浜町北木指字下須賀796番3地先から 雲仙市小浜町北木指字下須賀777番6地先まで	前	15.6～18.2	6.7	
	後	15.5～18.1	6.7	

長崎県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年7月3日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	雲仙市小浜町北木指字下須賀780番2地先から 雲仙市小浜町北木指字下須賀777番6地先まで	令和8年7月3日

長崎県告示第418号

長崎県管理港湾松島港において次のように港湾施設の概要について、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき告示する。

なお、関係図面は、長崎県土木部港湾課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所に備え置く。

令和8年7月3日

松島港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 平田 研

港 湾 名	種 類		位 置	数量及び能力	
	施 設 名	名 称			
松島港	浮棧橋	釜浦新浮棧橋	西海市大瀬戸町 松島内郷	構造	浮体式
				延長（取付部除く）	35.0m
				延長（取付部含む）	67.75m
				幅員	15.0m
				計画水深	-4.0m
				対象船舶（種類・船型）	フェリー 高速船
				対象船舶（隻数）	3隻
				連絡橋（延長）	32.5m
				連絡橋（幅員）	3.75m
				可動橋	1基

長崎県告示第419号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用さ

れる調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和8年7月3日

長崎県知事 平田 研

1 調達する物品の種類

バックアップサーバの賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号）に基づく排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和8年8月3日17時00分までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の力からコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和10年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和10年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和8年7月3日

長崎県知事 平田 研

1 随意契約に係る特定役務の名称

県税総合システム改修業務委託（令和8年度税制改正対応）

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県総務部税務課

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2216

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年4月23日

- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
長崎市万才町7-1
日本電気株式会社長崎支店 支店長 藤田 義明
- 5 随意契約に係る契約金額
102,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定に該当するため。

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和8年7月3日

長崎県知事 平田 研

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県諫早市小長井町小川原浦452番地
野田 秀男
長崎県諫早市小長井町小川原浦893番地16
平田 勝仁
 - (2) 加入区
諫早湾加入区
 - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
諫早湾漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
 - (2) 縦覧場所
長崎県小長井町小川原浦499番地
諫早湾漁業協同組合

一般競争入札の参加者の資格等の一部改正（公告）

一般競争入札の参加者の資格等（令和8年4月3日付け長崎県公報第11503号507ページから登載されているものをいう。以下「資格公告」という。）の一部を次のように改正し、公告の日から適用する。ただし、この公告の適用の日前にこの公告による改正前の資格公告に基づいて入札参加者の資格を有すると決定された者については、この公告による改正後の資格公告に基づく入札参加者の資格を有する者とみなす。

令和8年7月3日

長崎県知事 平田 研

次の表に掲げる既定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
2 一般競争入札に参加することができない者 (1)～(5) 略	2 一般競争入札に参加することができない者 (1)～(5) 略 (6) <u>(4)の経営事項審査の審査項目の中で、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険のいずれかが未加入である者</u>

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、時津町長から公共測量（4級基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和8年7月3日

長崎県知事 平田 研

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西彼杵郡時津町浜田郷	令和8年7月1日から 令和9年3月31日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、五島市長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和8年7月3日

長崎県知事 平田 研

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
五島市玉之浦町幾久山	令和8年7月13日から 令和8年12月1日まで

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和8年7月3日

長崎県知事 平田 研

1 一般競争入札に付する事項

バックアップサーバの賃貸借及び保守

(1) 借入物品及び数量

ア バックアップサーバ 4台

イ ラック等周辺機器 1式

※詳細は入札説明書による

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和9年2月1日から令和14年1月31日まで

(4) 納入場所及び条件

長崎県警察本部警務部情報管理課

※詳細は入札説明書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の借入れに係る競争参加資格を入札期日現在で有している者であること。
- (4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加条件
この入札に参加を希望する者は、入札説明書の別紙「機能等証明書」及び「調達機器一覧」を作成し、令和8年7月24日17時00分までに5の部局へ提出しなければならない。また、5の部局から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の作成した機能等証明書は5の部局において審査を行い、審査の結果、承認された者が入札に参加できるものとする。
- 4 入札参加資格を得るための申請の方法等
前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県出納局物品管理室
（電話）095-895-2884
（提出期限）令和8年8月3日17時00分
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
（住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
（名称）長崎県警察本部 警務部会計課（調度係）
（電話）095-820-0110 内線2231
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付方法
（期 間）この公告の日から令和8年7月24日17時00分までの間（県の休日を除く。）
（場 所）5の部局とする。
（その他）入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- 8 入札参加申請書等の提出場所、提出期日及び提出方法
入札参加希望者は、必ず次のア・イの書類を提出すること。なお期日までに提出しない者については、入札に参加できない。
ア 入札参加申請書（長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）
イ 資格審査結果通知書（写）
※ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づく審査結果として県から発行された資格審査結果通知書の写し
（提出場所）5の部局とする。
（提出期日）令和8年8月18日17時00分
（提出方法）持参、郵送又はFAXとする。
- 9 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県警察本部3階入札室

(期日) 令和8年8月21日13時30分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部に確認すること。

11 郵送による場合の入札書の受領期限等

(受領期限) 令和8年8月20日17時00分必着

(提出先) 長崎県警察本部警務部会計課(調度係)

(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付を免除する。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出したとき。

13 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

14 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(11)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札参加条件を満たさない者が入札したとき。

(3) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(4) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(5) 入札者が連合して入札をしたとき。

(6) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(7) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(8) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(9) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(11) サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないとき。

(12) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(13) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。

(14) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(15) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(16) 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。

(17) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

15 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きが停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:
Backup server 4 units and Rack accessories 1 set
- (2) lease period:
February 1, 2027 through January 31, 2032
- (3) Installation Location:
Nagasaki Prefectural Police Headquarters,
Police Administration Department, Information Systems Division
- (4) Time-limit for tender (must arrive by post by this date):
5:00 p.m. August 20, 2026
- (5) Date and time for the opening of tender:
1:30 p.m. August 21, 2026
- (6) Point of Contact:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext. 2231

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第26号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定に基づき、公益財団法人長崎県暴力追放運動推進センターから代表者の氏名の変更に係る届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月3日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

- 1 変更後の代表者の氏名
理事長 森 拓二郎
- 2 変更年月日
令和8年6月23日

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二
二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト